

2004年4月末日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
中近東チーム

インド向け B/L(マニフェスト)記載事項の御案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、インド向け税関におきまして、新規則が制定されましたので下記の通りご案内申し上げます。
既にご手配頂いているお客様もいらっしゃるかと存じますが、今一度ご確認頂けます様、
何卒宜しく願い申し上げます。
今後も引き続き弊社サービスをご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

- 適用対象貨物 : インド向け貨物
- マニフェスト記載注意事項 :
 - Actual Consignee/Notify Party の正式名称、及び住所・都市・国名を記載
Consignee が TO ORDER, TO ORDER OF BANK の場合は、Actual Consignee の社名、
住所を Notify Party に記載
 - アタッチシート不可（内容は全て DATA へ入力致します）

以上